

## 【水災害対策プラン新旧対象表】江尾江川（1 / 2）

施策名	実施主体	
	機関	担当課
<b>1. 氾濫をできるだけ防ぐための対策</b>		
①-1 江尾江川の改修	県	●富士土木事務所
①-2 準用河川や普通河川の改修	県・市	●富士市河川課 ○静岡県富士土木事務所
①-3 農業用水路の改修	県・市 市民	●富士市農政課 ●富士市河川課 ○静岡県富士農林事務所
①-4 雨水きよの整備	県・市	●富士市河川課 ○静岡県富士土木事務所
①-5 逆流を防止するための樋門等の整備	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市農政課 ●富士市道路維持課 ●富士市河川課
①-6 調整池等の活用や機能向上	市	●富士市河川課 ●富士市農政課
①-7 公共施設における一時貯留の検討	県・市	●富士市河川課 ○富士市みどりの課 ○静岡県富士土木事務所
①-8 農業用排水ポンプ場の運用の見直し	県・市	●富士市農政課 ●富士市河川課 ○静岡県富士農林事務所 ○静岡県富士土木事務所
①-9 住居等の浸透施設の整備促進	市 企業・市民	●富士市河川課
①-10 江尾江川の適切な維持管理	県	●静岡県富士土木事務所
①-11 準用河川や普通河川等の適切な維持管理	市	●富士市河川課
①-12 農業用水路の適切な維持管理	市 市民	●富士市農政課
①-13 道路の適切な維持管理	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市道路維持課
①-14 貯留施設の適切な維持管理	市	●富士市河川課 ●富士市農政課
①-15 農地の保全・維持 (流出抑制・湛水防除)	県・市 市民	●富士市農政課 ○静岡県富士農林事務所
①-16 森林の保全・維持 (浸透能力の向上)	県・市 市民	●富士市林政課 ○静岡県富士農林事務所
①-17 新たな流域対策の掘り起こし	県・市 企業・市民	本協議会構成員 (全員)

旧	新
対策メニュー	対策メニュー
内容	内容
・ 河川整備計画に基づく河川整備を実施する。 ・ 整備効果早期発現のため、現河川の一次拡幅を実施する。	・ 河川整備計画に基づく河川整備を実施する。 ・ 整備効果早期発現のため、現河川の一次拡幅を実施する。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川の流下能力を検討のうえで改修する。	・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川の流下能力を検討のうえで改修する。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路を改修する。	・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路を改修する。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、流路の整備を検討する。	・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、流路の整備を検討する。
・ 河川からの逆流や背水による内水被害の軽減を図るため、排水口付近に樋門やフラップゲート等の逆流防止施設を設置する。	・ 河川からの逆流や背水による内水被害の軽減を図るため、排水口付近に樋門やフラップゲート等の逆流防止施設を設置する。
・ 江尾江川下流部への雨水流出抑制を図るため、開発や農地保全に伴う既存調整池の更なる活用や機能強化について検討と改修を行う。	・ 江尾江川下流部への雨水流出抑制を図るため、開発や農地保全に伴う既存調整池の更なる活用や機能強化について検討と改修を行う。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、公共施設等を活用した流出抑制に関する可能性検討、効果検証を行う。	・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、公共施設等を活用した流出抑制に関する可能性検討、効果検証を行う。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、既存の農業用排水ポンプ場における運用方法見直しについて検討する。	・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、既存の農業用排水ポンプ場における運用方法見直しについて検討する。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、住宅等における雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進する。(雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進)	・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、住宅等における雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進する。(雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進)
・ 江尾江川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃・補修等)を行う。	・ 江尾江川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃・補修等)を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川等における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川等における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、道路排水施設における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、道路排水施設における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 貯留機能を保全し江尾江川下流域での浸水被害を軽減するため、既存調整池における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	・ 貯留機能を保全し江尾江川下流域での浸水被害を軽減するため、既存調整池における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 河川等への雨水流出を抑制することにより農地における湛水量の軽減と住宅地域からの雨水流入量を確保できるよう、農地を適切に保全、維持する。 ・ 更なる雨水流出を抑制するため、台風等の豪雨が予想される際の農地における事前取水停止や事前排水等を検討する。	・ 河川等への雨水流出を抑制することにより農地における湛水量の軽減と住宅地域からの雨水流入量を確保できるよう、農地を適切に保全、維持する。 ・ 更なる雨水流出を抑制するため、台風等の豪雨が予想される際の農地における事前取水停止や事前排水等を検討する。
・ 江尾江川上流部からの雨水流出や土砂流出を抑制し、河川氾濫や住宅地域での内水被害を軽減するため、森林を適切に保全、維持する。	・ 江尾江川上流部からの雨水流出や土砂流出を抑制し、河川氾濫や住宅地域での内水被害を軽減するため、森林を適切に保全、維持する。
本プランに基づき、各種関係団体の取り組み状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取り組みについても掘り起こしを進める。	本プランに基づき、各種関係団体の取り組み状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取り組みについても掘り起こしを進める。

新
対策メニュー
内容
・ 河川整備計画に基づく河川整備を実施する。 ・ 整備効果早期発現のため、現河川の一次拡幅を実施する。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川の流下能力を検討のうえで改修する。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路を改修する。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、流路の整備を検討する。
・ 河川からの逆流や背水による内水被害の軽減を図るため、排水口付近に樋門やフラップゲート等の逆流防止施設を設置する。
・ 江尾江川下流部への雨水流出抑制を図るため、開発や農地保全に伴う既存調整池の更なる活用や機能強化について検討と改修を行う。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、公共施設等を活用した流出抑制に関する可能性検討、効果検証を行う。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、既存の農業用排水ポンプ場における運用方法見直しについて検討する。
・ 住宅地域での内水被害を軽減するため、住宅等における雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進する。(雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進)
・ 江尾江川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃・補修等)を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、準用河川や普通河川等における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、農業用水路における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、道路排水施設における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 貯留機能を保全し江尾江川下流域での浸水被害を軽減するため、既存調整池における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。
・ 河川等への雨水流出を抑制することにより農地における湛水量の軽減と住宅地域からの雨水流入量を確保できるよう、農地を適切に保全、維持する。 ・ 更なる雨水流出を抑制するため、台風等の豪雨が予想される際の農地における事前取水停止や事前排水等を検討する。
・ 江尾江川上流部からの雨水流出や土砂流出を抑制し、河川氾濫や住宅地域での内水被害を軽減するため、森林を適切に保全、維持する。
本プランに基づき、各種関係団体の取り組み状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取り組みについても掘り起こしを進める。

【水災害対策プラン新旧対象表】江尾江川（2 / 2）

施策名	実施主体	
	機関	担当課
2.被害対象を減少させるための対策		
②-1 立地適正化計画における防災指針に基づく取組の推進	市	●富士市都市計画課
②-2 住宅の浸水防止のための住宅改良に関わる資金借受けの利子補給	市 市民	●富士市住宅政策課
3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		
③-1 洪水浸水想定区域図の作成・公表	県	●富士市河川課
③-2 雨水出水浸水想定区域図の作成・公表	市	●富士市河川課
③-3 宅地建物取引業団体等への水害リスク情報提供	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市建築土地対策課 ○富士市防災危機管理課 ○富士市河川課
③-4 水害ハザードマップの作成・公表	市	●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-5 マイ・タイムライン等の作成・普及・周知	県・市 市民	●富士市防災危機管理課 ○静岡県東部地域局
③-6 出前講座の開催	県・市	●静岡県東部地域局 ●富士市防災危機管理課 ○静岡県富士土木事務所 ○富士市河川課
③-7 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・支援	市 企業	●富士市防災危機管理課
③-8 災害時避難行動要支援者の避難行動・避難生活の安全を図るための「個別避難計画」作成・支援	市 企業・市民	●富士市防災危機管理課
③-9 河川の水位観測器及び河川監視カメラの設置と観測情報等の提供	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-10 主要幹線道路の冠水情報提供体制構築	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市道路維持課
③-11 土のうステーション整備・運営	市 市民	●富士市河川課
③-12 備蓄資材の拡充、水防倉庫の改修・整備、土のう作成等の訓練実施	市 企業・市民	●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-13 自治会・水防団による防災訓練の実施	市 企業・市民	●富士市河川課 ●富士市防災危機管理課
③-14 緊急排水用ポンプの運用	市 市民	●富士市河川課

旧
対策メニュー
内容
<p>・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。</p> <p>・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。</p>
<p>(江尾江川の洪水浸水想定区域図を令和4年6月に公表済み。)</p> <p>・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。</p> <p>・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。</p> <p>・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。</p> <p>・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。</p> <p>・水害リスクの理解促進を図るため、出前講座を開催する。</p> <p>・児童や生徒を通じた家庭への啓発を図るため、水害や避難に関して、教育関係者等を対象とした出前講座を開催する。</p> <p>・各施設を所管する福祉、保健部局や教育委員会と連携し、対象施設に避難確保計画の作成を働きかける。</p> <p>・施設が実施する訓練について、必要に応じて助言又は指導を行う。</p> <p>・避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を、福祉部局、福祉専門職及び自主防災組織と連携し作成する。</p> <p>・氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。</p> <p>・水位観測情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。</p> <p>・主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて情報提供を行う。</p> <p>・河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時使用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営(土のう数の確認、補充等)を行う。</p> <p>・備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。</p> <p>・水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。</p> <p>・出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。</p> <p>・水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。</p> <p>・住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。</p>

新
対策メニュー
内容
<p>・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。</p> <p>・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。</p>
<p>(江尾江川の洪水浸水想定区域図を令和4年6月に公表済み。)</p> <p>・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。</p> <p>・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。</p> <p>・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。</p> <p>・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。</p> <p>・水害リスクの理解促進を図るため、出前講座を開催する。</p> <p>・児童や生徒を通じた家庭への啓発を図るため、水害や避難に関して、教育関係者等を対象とした出前講座を開催する。</p> <p>・各施設を所管する福祉、保健部局や教育委員会と連携し、対象施設に避難確保計画の作成を働きかける。</p> <p>・施設が実施する訓練について、必要に応じて助言又は指導を行う。</p> <p>・避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を、福祉部局、福祉専門職及び自主防災組織と連携し作成する。</p> <p>・氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。</p> <p>・水位観測情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。</p> <p>・主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて道路規制情報の提供を行う。</p> <p>・河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時使用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営(土のう数の確認、補充等)を行う。</p> <p>・備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。</p> <p>・水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。</p> <p>・出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。</p> <p>・水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。</p> <p>・住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。</p>

【水災害対策プラン新旧対象表】和田川・小潤井川・伝法沢川（1／2）

施策名	実施主体	
	機関	担当課
<b>1. 氾濫をできるだけ防ぐための対策</b>		
①-1 小潤井川の改修	県	●静岡県富士土木事務所
①-2 道路整備事業による調整池の設置	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市道路整備課
①-3 公共施設における一時貯留の整備・検討	市	●富士市河川課
①-4 住居等の浸透施設の整備促進	市 企業・市民	●富士市河川課
①-5 小潤井川・伝法沢川・和田川の適切な維持管理	県	●静岡県富士土木事務所
①-6 準用河川や普通河川等の適切な維持管理	市	●富士市河川課
①-7 農業用水路の適切な維持管理	市 市民	●富士市農政課
①-8 道路の適切な維持管理	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市道路維持課
①-9 貯留施設の適切な維持管理	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市河川課 ●道路維持課
①-10 逆流を防止するための樋門等の適切な維持管理	市	●富士市河川課 ●富士市農政課 ●富士市道路維持課 ●富士市河川課
①-11 農地の保全・維持 (流出抑制・湛水防除)	県・市 市民	●富士市農政課 ○静岡県富士農林事務所
①-12 森林の保全・維持 (浸透能力の向上)	県・市 市民	●富士市林政課 ○静岡県富士農林事務所
①-13 新たな流域対策の掘り起こし	県・市 企業・市民	本協議会構成員 (全員)
<b>2. 被害対象を減少させるための対策</b>		
②-1 立地適正化計画における防災指針に基づく取組の推進	市	●富士市都市計画課
②-2 住宅の浸水防止のための住宅改良に関わる資金借受けの利子補給	市 市民	●富士市住宅政策課

旧	対策メニュー
	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画に基づく河川整備を国道津田橋から国道錦橋まで実施する。</li> <li>・都市計画道路の建設に伴い調整池を設置する。（本市場大淵線傘木上工区、市道弥生線南側、小潤井川南側）</li> <li>・公共施設等を活用し、雨水を一時的に貯留し、流出を抑制する施設整備や効果検証を行う。（丘小学校、岳陽中学校）</li> <li>・住宅等において、雨水を一時的に貯留する施設や、地下に浸透させる施設の設置を行い、下水道や河川への流出を抑制する。（雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進）</li> <li>・小潤井川・伝法沢川・和田川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃・補修等）を行う。</li> <li>・準用河川や普通河川等において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃・補修等）を行う。</li> <li>・農業用水路において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃等）を行う。</li> <li>・道路（県道・市道）側溝において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（清掃等）を行う。</li> <li>・公共施設等への貯留機能を確保するため、各調整池において適切な維持管理（清掃等）を行う。（区画整理地内2号、伝法沢、香西新田、青葉台南、吉原高校、市道弥生線北側、市道上中町中桁線北側、潤井川南側）</li> <li>・樋門等の逆流防止施設の既存施設の維持管理を行う。</li> <li>・優良農地を適切に維持・管理し、降雨による河川等への流出量を抑制する。</li> <li>・農地の湛水を軽減するため、台風等の豪雨が予想される際には事前取水の停止や事前排水等の運用方法を検討する。</li> <li>・森林の整備・保全や治山事業により、水源涵養、土壌保全機能の向上、山地災害の防止を図り、雨水や土砂の流出抑制を促進する。</li> <li>・本プランに基づき、各種関係団体の取り組み状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取り組みについても掘り起こしを進める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。</li> <li>・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。</li> </ul>

新	対策メニュー
	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画に基づく河川整備を国道津田橋から国道錦橋まで実施する。</li> <li>・都市計画道路の建設に伴い調整池を設置する。（本市場大淵線傘木上工区、市道弥生線南側、小潤井川南側）</li> <li>・公共施設等を活用し、雨水を一時的に貯留し、流出を抑制する施設整備や効果検証を行う。（丘小学校、岳陽中学校）</li> <li>・住宅等において、雨水を一時的に貯留する施設や、地下に浸透させる施設の設置を行い、下水道や河川への流出を抑制する。（雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進）</li> <li>・小潤井川・伝法沢川・和田川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃・補修等）を行う。</li> <li>・準用河川や普通河川等において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃・補修等）を行う。</li> <li>・農業用水路において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（浚渫・清掃等）を行う。</li> <li>・道路（県道・市道）側溝において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理（清掃等）を行う。</li> <li>・公共施設等への貯留機能を確保するため、各調整池において適切な維持管理（清掃等）を行う。（区画整理地内2号、伝法沢、香西新田、青葉台南、吉原高校、市道弥生線北側、市道上中町中桁線北側、潤井川南側）</li> <li>・樋門等の逆流防止施設の既存施設の維持管理を行う。</li> <li>・優良農地を適切に維持・管理し、降雨による河川等への流出量を抑制する。</li> <li>・農地の湛水を軽減するため、台風等の豪雨が予想される際には事前取水の停止や事前排水等の運用方法を検討する。</li> <li>・森林の整備・保全や治山事業により、水源涵養、土壌保全機能の向上、山地災害の防止を図り、雨水や土砂の流出抑制を促進する。</li> <li>・本プランに基づき、各種関係団体の取り組み状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取り組みについても掘り起こしを進める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。</li> <li>・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。</li> </ul>

【水災害対策プラン新旧対象表】和田川・小潤井川・伝法沢川（2/2）

施策名	実施主体	
	機関	担当課
3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		
③-1 洪水浸水想定区域図の作成・公表・区域の指定	県	●静岡県富士土木事務所
③-2 雨水出水浸水想定区域図の作成・公表	市	●富士市河川課
③-3 宅地建物取引業団体等への水害リスク情報提供	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市建築土地対策課 ○富士市防災危機管理課 ○富士市河川課
③-4 水害ハザードマップの作成・公表	市	●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-5 マイ・タイムライン等の普及・周知	県・市	●富士市防災危機管理課 ○静岡県東部地域局
③-6 出前講座の開催	県・市	●静岡県東部地域局 ●富士市防災危機管理課 ○静岡県富士土木事務所 ○富士市河川課
③-7 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・支援	市 企業	●富士市防災危機管理課
③-8 災害時避難行動要支援者の避難行動・避難生活の安全を図るための「個別避難計画」作成・支援	市 企業・市民	●富士市防災危機管理課
③-9 河川の水位観測器及び河川監視カメラの設置と観測情報等の提供	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-10 主要幹線道路の冠水情報提供体制構築	県・市	●静岡県富士土木事務所 ●富士市道路維持課
③-11 土のうステーション整備・運営	市 市民	●富士市河川課
③-12 備蓄資材の拡充、水防倉庫の改修・整備、土のう作成等の訓練実施	市 企業・市民	●富士市河川課 ○富士市防災危機管理課
③-13 自治会・水防団による防災訓練の実施	市 企業・市民	●富士市河川課 ●富士市防災危機管理課
③-14 緊急排水用ポンプの運用	市 市民	●富士市河川課

旧
対策メニュー
内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝法沢川の洪水浸水想定区域図を公表する。 (平成29年に小潤井川、令和3年に和田川を公表済み。)</li> <li>・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。</li> <li>・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。</li> <li>・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。</li> <li>・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。</li> <li>・水害リスクの理解促進を図るため、出前講座を開催する。</li> <li>・児童や生徒を通じた家庭への啓発を図るため、水害や避難に関して、教育関係者等を対象とした出前講座を開催する。</li> <li>・各施設を所管する福祉、保健部局や教育委員会との連携し、対象施設に避難確保計画の作成を働きかける。</li> <li>・施設が実施した訓練を依頼し、必要に応じ訓練への助言又は指導を行う。</li> <li>・避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を、福祉部局、福祉専門職及び自主防災組織と連携し作成する。</li> <li>・氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。</li> <li>・水位観測の情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。</li> <li>・主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて情報提供を行う。</li> <li>・河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時使用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営(土のう数の確認、補充等)を行う。</li> <li>・備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。</li> <li>・水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。</li> <li>・出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。</li> <li>・水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。</li> <li>・住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。</li> </ul>

新
対策メニュー
内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝法沢川の洪水浸水想定区域図を公表する。 (平成29年に小潤井川、令和3年に和田川を公表済み。)</li> <li>・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。</li> <li>・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。</li> <li>・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。</li> <li>・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。</li> <li>・水害リスクの理解促進を図るため、出前講座を開催する。</li> <li>・児童や生徒を通じた家庭への啓発を図るため、水害や避難に関して、教育関係者等を対象とした出前講座を開催する。</li> <li>・各施設を所管する福祉、保健部局や教育委員会との連携し、対象施設に避難確保計画の作成を働きかける。</li> <li>・施設が実施した訓練を依頼し、必要に応じ訓練への助言又は指導を行う。</li> <li>・避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を、福祉部局、福祉専門職及び自主防災組織と連携し作成する。</li> <li>・氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。</li> <li>・水位観測の情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。</li> <li>・主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて道路規制情報の提供を行う。</li> <li>・河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時使用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営(土のう数の確認、補充等)を行う。</li> <li>・備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。</li> <li>・水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。</li> <li>・出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。</li> <li>・水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。</li> <li>・住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。</li> </ul>